



金 沢 市 公 報

第 2 8 4 8 号 の 2

平成27年(2015年)11月2日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	●教育委員会規則	
●訓令甲		○金沢市埋蔵文化財センター条例施行規則の一部を改正する規則	(文化財保護課) 1
○職員の勤務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程	(人 事 課) 1		

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年11月2日

金 沢 市 長 山 野 之 義

職員の勤務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表ITビジネスプラザ武蔵で業務を行う職員の項の前に次のように加える。

埋蔵文化財センターに勤務する職員	日勤	1週間当たり38時間45分勤務とし、その割振り及び時限は、文化財保護課長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、文化財保護課長が定める。	勤務時間6時間を超え7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上のときは1時間とし、その時限は、文化財保護課長が定める。
------------------	----	---	---------------------------------	--

(職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正)

第2条 職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程(昭和47年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第1項中「埋蔵文化財センター」を削る。

附 則

この訓令は、平成27年11月8日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市埋蔵文化財センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月2日

金 沢 市 教 育 委 員 会 委 員 長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第7号

金沢市埋蔵文化財センター条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市埋蔵文化財センター条例施行規則(平成9年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日以外の日)

第3条第2号を削り、同条第3号中「(前号に掲げる日を除く。)」を削り、同号を同条第2号とし、同条に次の1

号を加える。

(3) 展示資料の整理等のために必要とする期間

附 則

この規則は、平成27年11月8日から施行する。

平成27年(2015年)11月2日 印刷
平成27年(2015年)11月2日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄